

第1節 人と自然が共生するまち

施策 1

地球環境の保全



施策の目指す姿

市民や団体、事業者などと協働し、
温室効果ガス排出量の抑制や生態系の保全に取り組むことで、
地球環境の保全に寄与しています。

施策の成果指標

成果指標名		狭山市全体の温室効果ガス排出量
実績値	令和4(2022)年度	849千t-CO ₂
目標値	令和12(2030)年度	533千t-CO ₂



施策の現状

- 令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向け、市民や事業者に対するクリーンエネルギーの活用を促進する補助制度や情報提供などに取り組んでいます。
- 令和3(2021)年2月に、埼玉県西部地域まちづくり協議会^{*}で『「ゼロカーボンシティ」共同宣言』を行い、近年は産業部門の温室効果ガス排出量削減に広域的に取り組んでいます。
- 持続可能な環境に不可欠となる豊かな生物多様性に支えられた生態系保全のため、特定外来生物の駆除などを行っています。

施策の課題

- 令和32(2050)年ゼロカーボンシティの実現に向け、更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用が必要です。
- 多様な生物が共生する環境を守るため、生態系の保全が必要です。

主 な と り く み

(1)ゼロカーボンシティの実現

- 市民や団体、事業者などと協働し、太陽光発電や省エネルギー機器の導入など温室効果ガス排出量がより少ないエネルギーへの転換を促進します。
- 公共施設において、更なる再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー機器の導入を推進します。

(2)生態系の保全

- 生物多様性に配慮した良好な生態系の保全を図るため、生態系に影響を及ぼす外来生物などの情報発信や防除対策を推進します。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

第1節 人と自然が共生するまち

施策
2

生活環境の保全



施策の目指す姿

工場や事業所において環境法令が遵守されるとともに、
市民一人一人が率先して環境美化活動に取り組むことにより、
地域の生活環境が良好に保たれています。

施策の成果指標

成果指標名		特定事業場・工場排水の規制基準の達成率
実績値	令和6(2024)年度	88.6%
目標値	令和12(2030)年度	100%



施策の現状

- 大気環境や水環境などの良好な状態を維持するため、全環境関連法令に基づく工場や事業所への立入検査及び規制基準の遵守徹底の指導を行っています。
- アダプトプログラム^{*}に基づき、道路や水辺などの環境美化活動に取り組む団体や事業者を支援しています。
- 不法投棄されやすい場所を中心に、不法投棄を未然に防止するためのパトロールを行っています。

施策の課題

- 環境汚染などを未然に防止するため、継続的な調査に基づいた実態の把握と工場や事業所に対する規制基準の遵守徹底の指導とともに、一般家庭などに対する適正な生活排水処理の指導が必要です。
- 不法投棄物の撤去重量は減少傾向にありますが、引き続き、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と美化活動が必要です。

主 な と り く み

(1)環境汚染などの未然防止

- 環境関連法令に基づく工場や事業所への立入検査や規制基準の遵守徹底の指導により、環境汚染の未然防止を図ります。
- 生活排水対策について、関係機関と連携し、適正な処理方法の周知などを図ります。

(2)環境調査事業の推進

- 大気、河川、地下水、土壌についての環境調査や、自動車交通に伴う騒音・振動についての道路交通騒音調査を継続的に行い、必要な改善について関係機関へ要請します。また、新たな環境リスクが確認された場合は、関係機関と連携して調査を行うなど、適切な対応を図ります。
- ダイオキシン類の発生を防止するため、野焼き防止パトロールと排出源に対する指導を行うとともに、野焼き防止の啓発活動を推進します。

(3)環境美化の推進

- ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、市民や団体、事業者などによるアダプトプログラムなどの環境美化活動を支援するとともに、不法投棄パトロールや各種キャンペーンでの啓発活動を推進します。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

第1節 人と自然が共生するまち

施策 3

環境保全への主体的参加



施策の目指す姿

市民一人一人が環境について学び、
日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努めるとともに、
市民や団体、事業者などの多様な主体が協働し、
環境保全に積極的に取り組んでいます。

施策の成果指標

成果指標名		環境保全活動に係る協働事業の実施件数
実績値	令和6(2024)年度	35件
目標値	令和12(2030)年度	実績値以上



施策の現状

- 市民生活や事業活動において、市民一人一人が環境に配慮した行動をするため、小中学校における環境学習や公民館などにおける環境講座などを行い、環境に対する意識の啓発に取り組んでいます。
- 市民や団体、事業者などの環境保全活動を支援しており、それぞれの活動だけでなく、複数の主体の協働による取組も増加しています。

施策の課題

- 市民一人一人の環境保全への関心を一層高めるための意識啓発が必要です。
- 協働による環境保全活動への積極的な参加の促進による実施主体のネットワークの強化が必要です。

主なとりくみ

(1)環境学習の推進

- 小中学校や公民館などにおいて、地域の自然や特性を生かした体験型活動などの環境学習の充実を図ります。
- 環境に関する講演会やイベント、出前講座などを開催し、市民の環境に対する意識の啓発を図ります。

(2)多様な主体とのネットワークの強化

- 市民や団体、事業者など、各主体による環境保全活動を支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会の提供などによりネットワークの強化を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画



第1節 人と自然が共生するまち

施策 4

緑地の保全と緑化の推進



施策の目指す姿

地域制緑地^{*}の指定や公有地化により、
広域的に緑地が保全され、
市街地にも緑が増えていきます。

施策の成果指標

成果指標名		緑地面積
実績値	令和6(2024)年度	1,760.8ha
目標値	令和12(2030)年度	緑地の減少を最小限に留める



施策の現状

- 市内に残された緑地のうち、約133haを貴重な緑地として地域制緑地に指定しており、このうち、まとまった緑地を形成し、保全の必要性が高い稲荷山特別緑地保全地区[※]・ふるさとの緑の景観地[※]・入間川左岸斜面緑地[※]・狭山市ふれあい緑地[※]の一部など約23haを公有地化しています。
- 堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第9号地[※]として約7haを公有地化し、団体の協力のもと、維持管理を行っています。
- 市街地やその周辺に残された平地林の約2haを借地などにより狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や団体との協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。
- 身近な緑の創出に向け、樹木の保全や生け垣設置などにより宅地の緑化に取り組んでいるほか、開発事業において、適切な緑地の確保に努めています。

施策の課題

- 豊かな自然環境を守るため、緑地を量・質ともに維持していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 緑地の保全と公有地化の推進

- 市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林について、緑地の指定などにより保全を図ります。
- 市民や団体と協働し、地域における緑地保全活動を推進します。
- ふるさとの緑の景観地などの恒久的な保全が必要な緑地について、公有地化を推進します。

(2) 緑地の活用と緑化の推進

- 市街地やその周辺に残された緑地の保全を図るとともに、その一部を憩いの場として提供します。
- 住宅や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑に親しむイベントの開催などにより、緑化の普及・啓発を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画
第2次狭山市緑の基本計画
狭山市森林整備計画



第2節 地球にやさしい資源が循環するまち

施策 5

循環型社会の形成



施策の目指す姿

ごみの発生を抑制するとともに、
分別の徹底や適正なごみ処理などを行うことにより、
資源の有効活用が図られています。



施策の成果指標

成果指標名		再生利用率(焼却灰を含めたごみの総資源化量÷ごみの総排出量)
実績値	令和6(2024)年度	31.1%
目標値	令和12(2030)年度	実績値以上



写真：バイオ燃料使用ごみ回収車

施策の現状

- 4R<Refuse(ごみになるものを断る)・Reduce(ごみを減らす)・Reuse(不用になったものを再利用)・Recycle(ごみの分別による再資源化)>の普及・啓発に取り組んでいます。
- 食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制と分別排出に向けた意識の啓発に取り組んでいます。
- 事業者などに対し、ごみの減量化や適正な分別に関する指導を行っており、事業系ごみの排出量は減少しています。
- 安全で安定したごみ処理を実現するため、効率的なごみの収集やごみ処理施設の適正な運転と維持管理を行っています。

施策の課題

- 更なる再生利用率の向上に向け、4Rの普及・啓発とともに、ごみの減量化とリサイクルの推進が必要です。
- ごみ処理施設の老朽化対策とともに、適正かつ円滑なごみ処理が必要です。

主なとりくみ

(1)4Rの推進

- イベントなどの開催により、リサイクルプラザの活用を推進するとともに、様々な機会を捉え、4Rの普及・啓発活動を推進します。
- 市民や団体、事業者などによるごみの減量化やリサイクルに関する取組を支援します。
- 事業系ごみの更なる減量化を推進するため、ごみの排出状況を把握するとともに、事業者に対し、分別の徹底など適切な指導を行います。
- 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用の抑制や食品ロス削減に向けた取組などにより、ごみの減量化を推進するとともに、生ごみリサイクルやごみの分別などに関する周知の徹底を図ります。

(2)適正なごみ処理と施設の管理及び更新

- 安全で安定したごみの適正処理を推進するとともに、災害時には、関係機関などと連携し、発生するごみの適正かつ円滑な処理を図ります。
- ごみ処理施設を適正に管理するとともに、計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画
 狭山市一般廃棄物処理基本計画
 狭山市一般廃棄物処理実施計画
 狭山市災害廃棄物処理計画